公

第三千二百五十四号

平成二十二年六月二十五日

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則..... 告 規 示 則 **(**林 政 課 :

目

次

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による公聴会の

道路の指定 開催..... (自然保護課) ... (建築住宅課) ...

平成二十一年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公

平成二十一年度の行政文書の開示の状況の公表......

(総務学事課)

:

=

2

同

≕.

規

則

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県規則第四十二号

青森県林道事業補助金交付規則 (昭和三十六年八月青森県規則第八十号) の一部を 青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則

(

次のように改正する。

のように加える。 第三条第一項の表農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業の項を削り、同表に次

くり事業山のみち地域づ

七・一 一割以内

の倍の林道)」を「山のみな塔域びへご事業」に改める。 第一中様式の注の1中「農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業 (幹線林道、 ψ

第二号様式の注の1中「農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業」を「山のみち

第四の様式の注の1日「農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業及びフォレスト・

「フォレスト・コミュニティ総合整備事業及び山のみ

|ニュニティ総合整備事業」を

1 条第一項、第一号様式、第二号様式及び第四号様式の規定は、平成二十二年度分の この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県林道事業補助金交付規則第三

補助金から適用する。

日」とあるのは、 事業補助金交付規則第四条第一項の規定の適用については、 平成二十二年度分の山のみち地域づくり事業に係る補助金についての青森県林道 「知事が定める日」とする。 同項中「前年度九月末

示

青森県告示第四百二十七号

の適正化に関する法律施行細則 条第六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、青森県鳥獣の保護及び狩猟 項の規定により公示する。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第二十八 (昭和三十四年四月青森県規則第三十八号) 第六条第

平成二十二年六月二十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

1 日時及び場所

日時

所川原市字大町三三の一まで五所川原市字大町三二の五から五

メート二〇

○・○○メートルまで

所川原市字大町七の二まで五所川原市字大町一二の一から五

メートル〇〇

○・○○メートルまで

平成二十二年七月二十三日 (金) 午後一時三十分

2 場所

むつ市中央一丁目一の八

公聴会において意見を聴こうとする案件 むつ合同庁舎旧館二階中会議室

恐山鳥獣保護区恐山特別保護地区の指定について

青森県告示第四百二十八号

県規則第二十号) 第十七条の規定により公示する。 次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則 なお、 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第四号の規定により、 その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及び五所川原市役所に備え置 (昭和三十六年二月青森

平成二十二年六月二十五日

いて縦覧に供する。

青森県知事 Ξ 村 申 吾

ニメ ニメ 四メ Oメー メト メト メト メト メト リル	トかつ トか二 トか二 トから・ルら・カールら・ま五四 で 二メー ストーメト リル メト リル リル リル リール リール リール リール リール リール リール リー	メハ メ六 メ三 メ六 I ニ	原市字上平井町一〇七の一字地町六の二四まで字大町二六の八まで字大町二三の一から五十字大町二三の一から五十字大町二六の八までった。
員 年指 日定	幅	延長	間

## 公 告

所川原市字大町一一六の五まで五所川原市字大町二六の八から五

メートル〇

トルまで トルまで

//

所川原市字旭町六の二四まで五所川原市字旭町六の二四から五

ロ・六〇メ

〇・八〇メートル から三・二〇メー トルまで

平成二十一年度の行政文書の開示の状況の公表

より、平成二十一年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。 青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第二十条の規定に

平成二十二年六月二十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

## 行政文書の開示請求の状況

教育	凞	病院	知	卌		
育		事業		絔		
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		⊪		蒸		
ΝÌ	ИÞ	理者	##	摡		
			_	车		
28	7	2	1,511 8)	数		
			<u></u>	囲		
20	0	0	1,324	넭	処	
			~_	田川	Į.	
4	7	2	152 2)	넭먥	描	
4	0	0	<u> </u>	不開示	9	
				뇀	≭	
0	0	0	0	커	7	
0	0	0	23	取下げ	況 (件	
0	0	0	2	検討中	)	

빡	公立大学法人青森県立保健大学	警察本部長	内水面漁場管理委員会	海区漁業調整委員会	収用委員会	労働委員会	野	選罕官埋委貝会
1,590 ( 9)	_	( 22	_	2	_	_	_	13
1,359 ( 6)	0	Ŋ	_	2	_	_	_	4
187 ( 3)	1	( 13	0	0	0	0	0	œ
22	0	7	0	0	0	0	0	C
0	0	0	0	0	0	0	0	C
24	0	0	0	0	0	0	0	_
2	0	0	0	0	0	0	0	C

- ≟ 1 れも外数である。 () 内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いず
- するものは20件である 不開示の計22件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由と
- 理の状況の合計とは一致しない。 1 件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処
- 行政文書の開示決定等についての不服申立ての状況

2

 $\Box$ 件数及び処理の状況

~	车									
6)	数									
	認									
_	唦									
_	と									
0 4	~ ~ ~	俎								
	橅	描								
2	绀	9								
	뇀	关								
0	커	光								
0	取下げ	(件)								
	删									
2) 6	中									

- Hれも外数である。 )内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いず
- 不服申立てがあった日から青森県情報公開・個人情報保護審査会 という。) に諮問した日までの期間が90日を超えた事案 ( 区 大 「審」

不服申立てがあった日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案

は、なかった

3

が60日を超えた事案 審査会からの答申書の配付があった日から裁決又は決定を行った日までの期間

が60日を超えた事案は、なかった。 審査会からの答申書の配付があった日から裁決又は決定を行った日までの期間

平成二十一年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

定により、平成二十一年度の同条例の運用状況を次のとおり公表する。 青森県個人情報保護条例 (平成十年十二月青森県条例第五十七号) 第四十九条の規

平成二十二年六月二十五日

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

- 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項
- 1 開示請求の件数及び開示等の処理の状況
- 書面による開示請求の件数及び処理の状況

	铡။	数	绐	<b>₩</b>	
	繳	加		徭	
唧	ПБ+ Н	써		蒸	
	喪	回	##	光	
	VIIII	717	4III	1	
40	6	2	32	数	
27	2	_	24	開示	<b>X</b> t
8	2		O1	題   選	処 理
2	_	0	_	不開示	Э
0	0	0	0	掛丁	关
				取一	光
2	0	0	2	取下げ	<b>企</b>
_		0	0	検討中	F)

 $\mathbb{H}$ 理由とするものは2件である。 不開示の計2件中、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを

口頭による開示請求の件数

绐	無
	部
	嬔
#	男
	件
70	数

4

(5)							(4)		(3)					(2)						
苦情の申出の件 苦情の申出は、	利用停止決定等 に係るもの	訂正決定等に係 るもの	開示決定等に係 るもの	区分	:	況	開示決定等、	利用停止請求は、	利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況	뿌	教育委員会	実施機関	:	訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況	빡	公立大学法人青森県立保健大学	警察本部長	人事委員会	教育委員会	病院事業管理者
数及びそ( なかった。	0	0	2	件 数			正決定等	なかった。	牛数及び			件数		及び訂正	12,630	177	71	147	12,155	10
の処理の	0	0	0	認谷			及び利用	た。	利用停工	0	0	뺍 H		等の処理	Ō	7		7	Ö	0
の状況	0	0	_	調	処		用停止決定		上等の処3	_	_	백 l 뒤昳	処	里の状況						
	0	0	0	兼	理の		にご能引		里の状況	0	0	不訂正	理の							
				범	关		777					쐄	关							
	0	0	0	커	況		カ 木			0	0	커	光							
	0	0	0	取下げ	(件)		服申立て			0	0	取下げ	(件)							
	0	0	_	審理中			訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての処理の状			0	0	検討中								
							菜													

5

事業者が行う個人情報の取扱いに係る事項

2 )処理の状況

> $\equiv$ 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

	弁							
24	×	*						
24	処理済	処理の状況(件						
0	検討中	大況(件)						

事業者に対する勧告の件数

2

事業者に対する勧告は、なかった。

事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数

3

事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

定価小口一枚二付十五円一銭